

札幌市立前田小学校 いじめ防止基本方針（概要版）

◎学校の内外を問わず、いじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

◎一人一人への理解を深め、児童との信頼関係を築きます。

◎互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長し、笑顔輝く学校づくりを目指します。

令和8年4月

いじめ対策の組織

【いじめ対策委員会】

- ・毎月定期開催するほか、必要に応じて招集
- ・悩み・いじめアンケート後にも開催する
- ・校長を責任者とし、その監督の下で行う
- ・構成員は、校長、教頭、担任外、学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他の関係職員とし、必要に応じて弁護士、医師、警察経験者、教育学者などの外部専門家や地域の関係者の協力を要請する。

いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。



いじめは絶対にNO！

ともに 笑顔キウめく 前田の子

いじめの認知・解消

【いじめの認知】

- ・いじめの認知及び解消については、学級担任などの個人に委ねず、いじめ対策委員会で判断する。
- ・いじめと認知された事案については、教職員による見守りを実施する。

【いじめの解消】

- ・いじめ解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、いじめ対策委員会にて行う。

いじめに対する対応

- ・校内の対処マニュアルに沿って対応する。
- ・いじめを把握した際は、軽微なものを除き速やかに教育委員会に報告する。
- ・いじめの対処方法の見通しが立たない場合や、長期化したいじめ等の場合には、対応について教育委員会と協議する。
- ・起きたいじめが犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合は、速やかに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。
- ・犯罪行為及び深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめなどについて、必要に応じて関係機関と連携して対処する。

いじめ防止の日常の取組

- ・いじめの定義、いじめを絶対に許さないという基本方針を全体で確認する。
- ・誰もが互いに声をかけ合える温かい学級風土をつくることを基本とし、担任は常に一人一人の小さな変化に目を向ける。
- ・道徳の時間においては、「いじめを許さない」「いじめにつながる行為を否定できる」などの人権感覚・人権意識を育てていく。
- ・「命の大切さを見つめ直す月間」に合わせて教職員研修を行う。また、児童会の活動として、子どもたちが命の大切さについてあらためて考える機会を工夫する。